

議 事 録

1. 日 時 令和5年11月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 勤労福祉会館2階 第4会議室

3. 出席委員

1 番 山崎 由紀浩	2 番 寺嶋 実	3 番 中島 繁樹
4 番 山本 建樹	5 番 立花 吉廣	6 番 藤田 哲夫
7 番 池田 賢治	8 番 竹内 博之	9 番 橋本 誠二
10 番 藤田 正子	11 番 山端 昌明	12 番 村上 和義
13 番 荻野 俊明	14 番 荻野 啓司	

以上 14名

4. 欠席委員

なし

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	荻野 雅章

以上 6名

6. 事務局

加藤局長 岸本係長 滝井再雇用職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
議案第42号 同 法第5条の規定による許可申請審議のこと
議案第43号 非農地証明審議のこと
報告第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと
報告第34号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる
専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第6回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

12番 村上 和義 委員

13番 荻野 俊明 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が3件、「報告」が2件です。

「議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」につきましては、全部耕作要件の関係で、議案第43号の案件が承認されない限り審議できませんので、後に審議を行います。

はじめに「議案第43号 非農地証明願審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 今月は1件の証明願がありました。

一昨日の小委員会では、現地調査を行っていますので、報告をお願いいたします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第43号の1番の土地の位置は、現地調査図3ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。現地の状況ですが、一部は駐車場として使用、その他の部分は竹林となっていました。一昨日の小委員会では、周囲の状況からみて、その土地を農地に該当しないと判断しても、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるなどの影響が特段見込まれないので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご審議等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： この摘要欄を見ましたら、一部〇〇専用駐車場ということで、残りは山林化になった時点は特定できないが、20年以上経過して、木を切っても農地として活用できないということで非農地証明の申請を受けていると思うのですが、平成10年から駐車場となっているところは、567㎡で課税も変わっているようですが、これについて今後、この部分だけでも地目変更、許可を出す考えはないのですか。

事務局職員： 現地調査図の3ページを見ていただきますと、今回の非農地証明願が出ていますが、そこに地番をふってありますけれども、3109-1、1筆の土地になっています。その1筆の土地のうちの一部が〇〇さんに貸している駐車場。その他はほとんどの部分が山林化している状態。1筆の土地の中で、駐車場の部分と山林の部分があり混在しております。〇〇委員のご指摘の地目変更は、難しいと思います。駐車場の

部分を地目変更するには、この部分だけ分筆して地目変更登記申請する必要があると思われまし、山林の部分も同じです。この度は、非農地の状態になってから20年以上経っていることをもって非農地証明願の審議をお願いしております。

山本議長： 分筆をしてもらったほうがいいのかと違うかな。

事務局職員： あくまで申請者の方の意向によると思います。登記申請されるのであれば、今の現状ですね、分筆が必要になってくると思います。それは、あくまでも対法務局との関係になってきます。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： この申請書には、こうなった経緯書はありますね。

事務局職員： 〇〇さんの方からは上申書、ご本人の方からは申立て書の提出があります。

〇〇委員： 農地法第3条の申請にあたって、ここを非農地として進めるということですね。

山本議長： はい、そうです。

〇〇委員： 了解いたしました。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 山林部分に関しては、無断転用はしていない。駐車場部分に関しては無断転用をしているということにはならないですか。

事務局職員： 無断転用です。

〇〇委員： 無断転用でも構わないということですか。

事務局職員： 非農地証明のことですので、農地でない状態になってから20年以上経過していることが要件になっていますので、駐車場については、平成10年当時から〇〇に貸しているという書類がありましたので、25年程経っているという書類を受けています。

山本議長： よろしいでしょうか。補足で説明します。今回の現場の隣は第2神明道路、横は昔の里道よりも少し幅が広い、山の中の道、そういう間にあって、誰が見ても、これは山林としか見えない状況になっております。このところが20年経ったら非農地になったら済んでしまう、このようなご意見を持っておられる方も現地を見ていただければと思います。

山本議長： 他に、ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
当委員会で、非農地と判断することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第43号 非農地証明願審議のこと」は非農地と判断することに決定しました。

山本議長： 議案43号が承認されましたので、あらためて議案41号を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 一昨日、小委員会で現地調査をしていますので、1番の土地の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第41号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、一昨日の小委員会では、法第3条第2項各号には該当しないので許可してよいという意見でしたので、本会議でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり—

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に「議案42号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」を、議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山本議長： 今月は1件の申請がありました。
一昨日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第42号の1番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しないので第2種農地です。転用の期間は永久転用です。必要な書類も調べており、一昨日の小委員会では、許可基準に適合しているので許可してよいという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会で許可することに「ご異議」ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。「報告第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第34号農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第33号」「報告第34号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。
それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第6回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時30分 終了)

※ 小委員会 令和5年11月22日(水) 14時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 池田委員 立花委員
山崎委員

・事務局

加藤事務局長 岸本係長

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 村 上 和 義

署 名 人 荻 野 俊 明